

上尾国際教育センター（AIEC）

学費返還規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、上尾国際教育センター（AIEC）（以下「本校」という。）の学則に規定された学費の返還詳細を定めることを目的とする。

（学費）

第2条 学費とは、選考料、入学金、授業料、施設維持費、傷害保険料をいう。

第2章 返還の取り扱い

（選考料及び入学金）

第3条 選考料及び入学金はいかなる場合においても返還しない。

（初年度学費の返還）

第4条 在留資格認定証明書（以下「COE」という。）が交付され、日本の在外公館で査証申請をしておらず、入学辞退した場合は、次に掲げる全ての条件を満たすことにより、授業料、施設維持費、傷害保険料について返還する。

（1）パスポートの全ての頁の写しを、電子メールで本校に送信すること。

（2）COE 原本と入学許可書の原本を所持する場合は、これを本校に返送すること。

第5条 COE が交付され、日本在外公館で査証が発給され、日本入国前に入学辞退した場合は、次に掲げる全ての条件を満たすことにより、授業料、施設維持費、傷害保険料について返還する。

（1）査証が未使用で、かつ失効が確認できるパスポート全ての頁の写しを、電子メールで本校に送信すること。

（2）COE 原本と入学許可書の原本を所持する場合は、これを本校に返送すること。

第6条 COE が交付され、日本の在外公館で査証が発給の場合は、次に掲げる全ての条件を満たすことにより、授業料、施設維持費、傷害保険料について返還する。

（1）査証が発給が確認できるパスポート全ての頁の写しを、電子メールで本校に送信すること。

第7条 日本に入国し、入学日前に入学を辞退する場合は、次に掲げる全ての条件を満たすことにより、授業料、施設維持費、傷害保険料について返還する。

（1）入国後2週間以内に帰国すること。

（2）在留カード写しと帰国航空便のEチケット写しを、本校に電子メールで送信、または持参すること。

（3）帰国後に、無効となった（穴の開いた）在留カードの写真を、電子メールで本校に送信すること。

第8条 入学日以降に退学する場合は、入学後6か月目の末日までに（例えば4月入学は9月末日まで）に、規定の手続きにより本校が退学を受理した場合に限り、次の条件の下、残りの授業料6か月分を返還する。

2 退学し帰国する場合。

- (1) 退学後1か月以内に帰国すること。
- (2) 帰国航空便のEチケット写しを、本校に提出すること。
- (3) 帰国後に、無効となった（穴の開いた）在留カードの写真を、電子メールで本校に送信すること。

3 在留資格を変更する場合。

- (1) 原則、在留資格変更の許可日を退学日とする。
- (2) 在留資格変更に関する情報や申請内容を本校に報告すること。
- (3) 在留資格変更後の在留カードを本校に提示すること。

4 6か月を超えて在籍し退学する場合は、初年度授業料の返還はしない。

（次年度学費）

第9条 次年度とは以下の期間をいう。

- (1) 進学準備2年コースは、入学翌年の4月から翌々年の3月までの12か月間。
- (2) 進学準備1年9か月コースは、入学翌年の7月から翌々年の3月までの9か月間。
- (3) 進学準備1年6か月コースは、入学翌年の10月から翌々年の3月までの6か月間。

（次年度学費の返還）

第10条 次年度学費の納付後、次年度授業の開始前に、規定の手続きにより本校が退学を受理した場合は、次の各号の全ての条件の下で、納付された授業料、施設維持費、傷害保険料を返還する。

2 退学し帰国する場合。

- (1) 退学後1か月以内に帰国すること。
- (2) 帰国航空便のEチケット写しを、本校に提出すること。
- (3) 帰国後に、無効となった（穴の開いた）在留カードの写真を、電子メールで本校に送信すること。

3 在留資格を変更する場合。

- (1) 原則、在留資格変更の許可日を退学日とする。
- (2) 在留資格変更に関する情報や申請日を本校に報告すること。
- (3) 在留資格変更後の在留カードを本校に提示すること。

第11条 次年度授業の開始以降、6か月目の末日までに規定の手続きにより本校が退学を受理した場合は、次の各号全ての条件の下で納付された授業料から6か月分を差し引き、残りの授業料を返還する。

2 退学し帰国する場合。

- (1) 退学後1か月以内に帰国すること。

(2) 帰国航空便のEチケット写しを、本校に提出すること。

(3) 帰国後に、無効となった(穴の開いた)在留カードの写真を、電子メールで本校に送信すること。

3 在留資格を変更する場合。

(1) 原則、在留資格変更の許可日を退学日とする。

(2) 在留資格変更に関する情報や申請日を本校に報告すること。

(3) 在留資格変更後の在留カードを本校に提示すること。

第12条 次年度において6か月を超えて在籍し退学する場合は、授業料の返還はしない。

(退学手続き)

第13条 退学しようとする生徒は、その自由を記した本校所定の「退学願い」を提出し、校長の許可を得なければならない。

(返還手続き)

第14条 本校での返還手続きは、その生徒の退学状況により次に掲げる各項で定める。

2 第4条、第5条、第6条に該当する場合は、COEの有効期限が経過し失効後に返還する。

3 第7条、第8条、第10条、第11条に該当する場合は、本校で必要な事項を確認した後、1か月以内に返還する。

4 返還は生徒または経費支弁者の銀行口座に送金する。

5 返還に伴う送金手数料は生徒の負担とする。

(学費返還の除外)

第15条 学校規則の第25条により懲戒退学処分を受けた生徒は、返還規程の対象とはならず学費の返還はしない。

(免責)

第16条 天災、交通障害等、本校の責に帰さない事由より休講となった場合でも、学費の返還はしない。

(その他)

第17条 本規程に定めのない事項が生じたときは、その都度協議するものとする。

付則

この規程は2025年4月1日より施行する。

この規程は一部を改正し2027年4月1日より施行する。